

「希望」の会社を「失望」に変えない



就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります





12月は職場のハラスメント撲滅月間です

2025年12月10日(水)、 職場におけるハラスメント対策シンポジウムを オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。



